

きゅうゆうせいほ ご ほう ゆうせいしゅじゅつ う かた 旧優生保護法による優生手術などを受けられた方へ

○平成31年4月24日に、「旧優生保護法一時金支給法（以下「法」という）」が成立し、公布・施行されました。

○法に基づき、優生手術などを受けられた方には一時金（320万円）が支給されます。

○鳥取県では、対象となる方やその関係者の方に対して、一時金に関することはもとよりその他の相談についても対応して参りますので、まずは最寄りの相談窓口へご連絡ください。

<一時金の対象となる方について>

以下の①または②に該当する方で、現在、生存されている方が対象となります。

① 昭和23年9月11日から平成8年9月25日までの間に、旧優生保護法に基づき優生手術を受けられた方

※母体保護のみを理由として手術を受けられた方は除きます

② ①のほか、同じ期間に生殖を不能にする手術または放射線の照射を受けられた方

※母体保護や疾病の治療などによる手術や放射線の照射を受けられた方などを除きます

<お問い合わせ先>

○鳥取県旧優生保護法相談・請求受付窓口

ちく 地区	まどぐち 窓口	れんらくさき 連絡先
とうぶ 東部	とっとりけんふくしほけんぶ 鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 ふくしほけんか 福祉保健課	でんわばんごう 電話番号：0857-26-7145 ファクシミリ：0857-26-8116 でんし 電子メール：yuuseisoudan@pref.tottori.lg.jp
ちゅうぶ 中部	とっとりけん 鳥取県 ちゅうぶそうごうじむしよくらよしほけんしよ 中部総合事務所倉吉保健所 けんこうしえんそうむか 健康支援総務課	でんわばんごう 電話番号：0858-23-3146 ファクシミリ：0858-23-4803 でんし 電子メール：chubu-yuuseisoudan@pref.tottori.lg.jp
せいぶ 西部	とっとりけん 鳥取県 せいぶそうごうじむしよよなごほけんしよ 西部総合事務所米子保健所 いやく・かんせんしやうたいさくか 医薬・感染症対策課	でんわばんごう 電話番号：0859-31-9317 ファクシミリ：0859-34-1392 でんし 電子メール：seibu-yuuseisoudan@pref.tottori.lg.jp

うけつけじかん 受付時間（各地区共通） 8：30～17：15（月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く。）

とっとりけん
鳥取県

＜一時金の請求手続きについて＞

- ・まずは、お住まいの地区にある相談・請求受付窓口へご連絡ください（表面参照）。
- ・請求書は、厚生労働省のホームページ
(https://www.mhlw.go.jp/stf/kyuuyuuseiichijikin_04351.html) に掲載して
いるほか、鳥取県のホームページ
(<https://www.pref.tottori.lg.jp/273803.htm>) や窓口などでも入手できます。
- ・請求書に必要な資料を添付して提出してください。（郵送による提出も可能です）。
- ・請求期限は、平成31年4月24日から5年以内です。
- ・相談・請求受付窓口で請求書の書き方や添付書類について、説明や支援を行います。

＜一時金の金額＞

- ・一時金の額は、320万円（一律）です。
- ・支給決定後、ご指定の金融機関の口座に独立行政法人福祉医療機構から振り込まれます。

＜参考・厚生労働省における相談窓口＞

○厚生労働省 旧優生保護法一時金相談窓口

電話番号

03-3595-2575

受付時間

9：30～18：00（月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く。）

